

## 三鷹市余裕期間制度を活用する工事に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三鷹市（以下「市」という。）が発注する工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる期間（以下「余裕期間」という。）を、工期の前に設定する工事（以下「余裕期間制度活用工事」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 契約確定日の翌日から着工日（工事を開始すべき日。以下同じ）の前日までの期間をいう。
- (2) 工期（実工期） 着工日から工期の末日（工事完成期限。以下同じ）までの期間をいう。
- (3) 全体工期 余裕期間と工期を合わせた期間をいう。

(余裕期間制度の方式)

第3条 市が着工日及び工期の末日を指定する、発注者指定方式とする。

(余裕期間及び工期の設定)

第4条 市が設定する余裕期間は、契約確定日の翌日から60日以内の期間内で市が設定するものとし、また、市において着工日及び工期の末日を設定するものとする。

(契約書に記載する工期)

第5条 契約書に記載する工期は実工期として、着工日から工期の末日とし、余裕期間は含まないものとする。

(余裕期間における受注者の準備等)

第6条 受注者は、余裕期間において、測量、現場への資材の搬入、現場への仮設物の設置、その他工事着手と判断される準備等を行うことはできないものとする。ただし、現場への搬入を伴わない資材等の準備及び書類作成等はこの限りでない。

2 受注者は、余裕期間において、現場代理人並びに監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「技術者等」という。）を現場に配置することを要しない。

(前払金の請求)

第7条 余裕期間制度活用工事の前払金について、市は着工日以降に支払手続を行うことができるものとし、受注者は余裕期間において前払金の支払を求めることはできないものとする。

(経費の負担)

第8条 余裕期間を設定したことにより増加する経費は、受注者の負担とする。

(入札公告等への記載事項)

第9条 市は、入札公告に以下の事項を明記するものとする。

- (1) 余裕期間制度活用工事であること。
- (2) 着工日から工期の末日
- (3) 余裕期間内は、現場への搬入を伴わない資材等の準備及び書類作成等を除き、測量、現場への資材の搬入、現場への仮設物の設置、その他工事着手と判断される準備等を行うことはできないこと。
- (4) 余裕期間内は、技術者等を現場に配置することを要しないこと。
- (5) 前払金は着工日以降に請求を行うことができること。
- (6) 余裕期間制度活用工事に関する特記仕様書の確認をすべきこと。

(技術者等の通知と専任の確認)

第10条 受注者は、着工日の前日までに、工期に従事する技術者等を決定して、市に通知するものとする。

2 市は、着工日以降における技術者等の専任を確認するものとする。

(契約の保証期間)

第11条 契約の保証期間は、契約確定日から工期の末日までとする。

(CORINSに登録する工期及び技術者情報 従事期間)

第12条 一般財団法人日本建設情報総合センター「工事实績情報システム(CORINS)」に登録する「工期」及び「技術者情報 従事期間」は、契約書に記載する工期(実工期)とする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年11月10日から施行する。